

第2期三好町障がい福祉計画案について 意見を募集します

パブリックコメント募集期間
12月1日(月)から
平成21年1月9日(金)まで

三好町では、障害福祉計画策定委員会において第2期三好町障がい福祉計画を策定します。その素案ができましたのでパブリックコメント制度で公表し、皆さんからのご意見を募集します。

計画策定の趣旨

障がいのある人が地域で自立して暮らせるように、必要に応じた一定水準のサービスを安定的に受けられることを目指して、障害者自立支援法が平成18年に施行されました。

この支援法で市町村には、将来に向けて計画的なサービスを提供できる体制整備を進めるために、必要なサービス量とそれを確保するための方策を記載した「障がい福祉計画」の策定が義務づけられました。そこで三好町では、平成18年度に福祉サービス量の確保や目標数値の設定、さらに地域生活移行などのサービス基盤の整備などを盛り込んだ「第1期三好町障害福祉計画」を策定しました。

今回は、第1期計画の進行状況を踏まえ「第2期三好町障がい福祉計画」を策定します。策定に当たっては新たなニーズを把握するとともに、障がい者団体などをはじめとする関係機関と協議し、障がいのある人が社会の一員として、安心

して暮らせる町づくりを目指しています。

計画期間

今回の第2期障がい福祉計画では、基本指針に沿って、平成23年度を目標とし、第1期の実績を踏まえ、平成21年度から平成23年度までを計画期間として平成20年度に策定します。

計画の策定体制

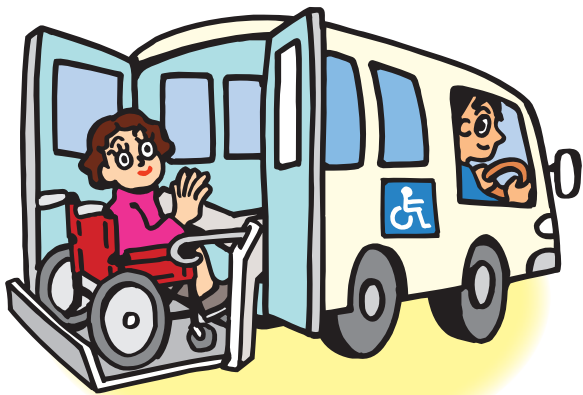
この計画を地域の実情に応じた実効性のある内容とするために、サービスを利する障がいのある人たちをはじめ、事業者や雇用、教育、医療といった幅広い関係者の皆さんの意見を反映させていきます。そこで住民代表や福祉関係者、学識経験者などの皆さんを委員とする「障害福祉計画策定委員会」で計画を審議し、策定していきます。

基本理念

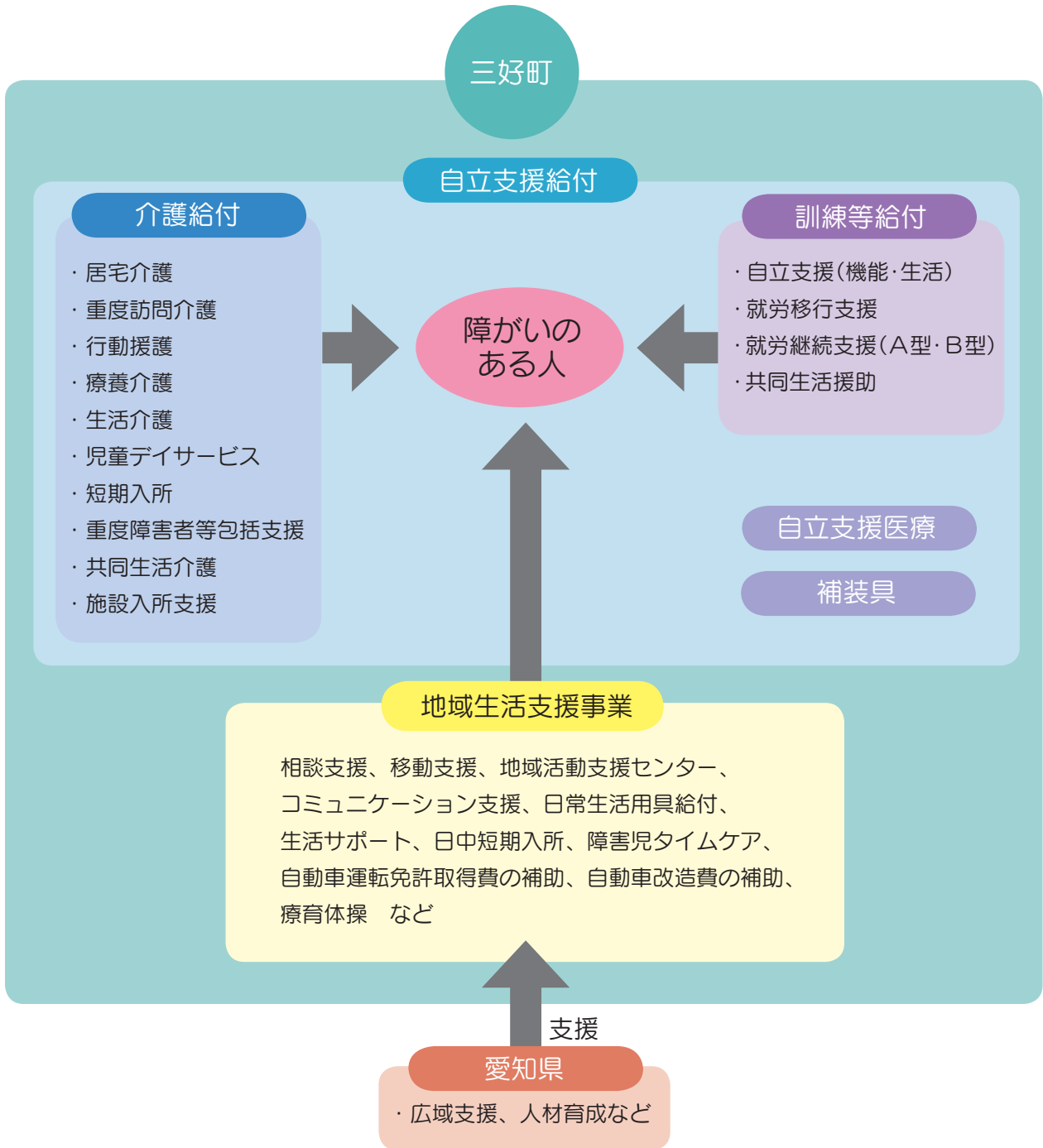
第2期障がい福祉計画では、平成17年3月に策定した「サポートプランみよしⅡ(第2期三好町障害者計画)」の理念である「障がい者の自律への支援」、「障がい者の自立への支援」、「障がい者の地域の自立への支援」の3つを計画における暮らしへの支援の3つを計画の理念として継承しつつ、障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念に基づいて、障がい福祉施策に取り組んでいます。

字句の表記について

第2期三好町障がい福祉計画では「障害」という字句を「害」の字が与えるイメージを和らげるために「障がい」と表記していきます。法令名称や固有名詞、既存の事業名称など、表記を変更できない場合以外は「障がい」の表記を使用していきます。



障がい福祉サービスの体系



障がい福祉サービスの 基盤整備の考え方

- ① 必要な訪問系サービスを提供
障がいのある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービスの充実を図ります。
- ② 希望する障がいのある人に日中活動サービスを充実
新体系サービスへの移行を推進し、希望する障がいのある人に生活介護や就労移行支援などの適切な日中活動サービスを充実します。
- ③ グループホームなどの充実と施設入所・入院から地域生活への移行を推進
地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業などの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。
- ④ 福祉施設から一般就労への移行などを推進
法定雇用率(1.8%)を確保するとともに、就労移行支援事業の推進を図るため福祉施設から一般就労への移行を進めます。また一般就労が困難な障がいのある人が働くことのできる福祉施設の拡大に努めます。
- ⑤ 心の健康に関する普及PR活動の推進
みんなが障がいのある人のことを、正しく理解できるようにPRします。

身体や知的、精神において障がいのある人を取り巻く状況は日々変化しています。障がい福祉計画の第1期計画にあたる「三好町障害福祉計画」を策定した平成18年以降も、人口の増加と共に対象者は年々増加しています。平成20年4月1日現在で人口は5万7,004人となり、ここ5年間でおよそ1.13倍の増加。一方、障がいのある人は1,515人で、5年間でおよそ1.26倍と人口の増加率以上の増加傾向にあります。

こうしたことを踏まえて三好町では、自立支援給付によるサービス（障がい福祉サービス）と地域生活支援事業について平成21年度から23年度までの目標数値を次のように定め、支援をしていきます。

各サービスの数値目標と確保のための方策



自立支援給付によるサービス（障がい福祉サービス）

※表中(5～7ページ)の「現在」の数値は、今年度(平成20年度)の実績見込み

(1) 訪問系サービス	内容	必要量の見込み（月間）				
		単位	現在	21年度	22年度	23年度
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介護などをします。	時間分	224.7	236.0	247.8	260.1
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動支援などを総合的に行います。					
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助をします。					
重度障害者等包括支援	介護の必要度が特に高い人に居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。					
方策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の育成、民間事業者における24時間のサービス提供への支援します。 ・利用者の利用意向を聴取した上で、適切なサービスを利用できるよう努めます。 					

(2) 日中活動系サービス	内容	必要量の見込み（月間）				
		単位	現在	21年度	22年度	23年度
生活介護	常に介護が必要な人に昼間、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。	※人日分	108	216	234	450
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のための訓練などを行います。	人日分	—	—	—	—
自立訓練(生活訓練)		人日分	—	—	—	—
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練を行います。	人日分	45	60	60	75
就労継続支援(A型)	就労の機会の提供や生産活動そのほかの活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。A型は雇用型、B型は非雇用型	人日分	42	63	63	84
就労継続支援(B型)		人日分	42	70	70	84
療養介護	病院などの施設で、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。	人分	—	—	—	—
児童デイサービス	障がい児に対して、施設に通っての日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。	人日分	20.0	20.0	20.0	20.0
短期入所	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	人日分	33.6	41.2	50.4	61.2
方策	<ul style="list-style-type: none"> ・働く場の確保に取り組み、就労移行支援の利用を促します。 ・一般就労に移行した障がいのある人の、安定した就労生活の継続を支援します。 					

※人日分＝利用者数×平均利用日数

自立支援給付によるサービス(障がい福祉サービス)の続き

(3) 居住系サービス	内容	必要量の見込み(月間)				
		単位	現在	21年度	22年度	23年度
共同生活介護 共同生活援助	共同生活の場所で入浴や排せつ、食事などの介助をします。	人	4.0	4.0	4.0	4.0
施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行います。	人	2.0	8.0	8.0	15.0
方策	<ul style="list-style-type: none"> 施設サービスの充実とともに、地域で自立して暮らしていける体制の確立を図ります。 グループホームやケアホームなどの誘致・整備を促進するため、地域住民の障がいのある人への理解を促します。 					

(4) 相談支援(サービス利用計画作成)	内容	必要量の見込み(月間)				
		単位	現在	21年度	22年度	23年度
相談支援	福祉サービスの利用に関する調整を自分で行うのが困難な単身の障がいのある人などに、必要な支援を行います。	人	0	0	1.0	1.0
方策	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との役割を明確化し、民間相談支援事業者の活用と連携強化を図ります。 相談支援やコーディネートに関する仕組みづくりを推進します。 					

地域生活支援事業

(1) 相談支援事業	内容	必要量の見込み(月間)				
		単位	現在	21年度	22年度	23年度
相談支援事業	障がい者相談支援事業	力所	5	5	5	5
	地域自立支援協議会	力所	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供やサービスの利用に関するあっせん・調整および権利擁護のために必要な援助を行います。	力所	1	1	1	1
方策	<ul style="list-style-type: none"> 身近な場所やインターネットを活用した相談支援体制の充実を図ります。 成年後見制度の利用や虐待防止などへの仕組みの整備を促進します。 					

(2) コミュニケーション支援事業	内容	必要量の見込み(月間)				
		単位	現在	21年度	22年度	23年度
コミュニケーション支援事業	手話通訳者などの派遣を行い、聴覚や言語機能、音声機能などに障がいのある人と相手の意思疎通の円滑化を図ります。	人分	3.6	4.1	4.7	5.3
方策	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員の把握や養成に努め、サービスの提供体制を整備します。 催し物やイベントでは、手話通訳者や手話奉仕員の参加を積極的に促します。 役場での案内やコミュニケーションを円滑に行うため手話通訳者を配置します。 					

(3) 日常生活用具給付などの事業	内容	必要量の見込み(年間)					
		単位	現在	21年度	22年度	23年度	
日常生活用具給付などの事業	重度の障がいのある人などに対し、日常生活用具の給付、または貸与を行います。	介護・訓練支援用具(特殊寝台など)	件	2	2	3	4
		自立生活支援用具(入浴補助用具など)	件	13	14	15	16
		在宅療養等支援用具(電気式たん吸引器など)	件	7	8	9	10
		情報・意思疎通支援用具(視覚障がい者ポータブルレコーダーなど)	件	13	14	15	16
		排せつ管理支援用具(ストマ装具など)	件	600	650	700	750
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	1	1	2	2	
方策	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活用具の利用希望者の把握と、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付をします。 						

(4) 移動支援事業	内容	必要量の見込み(月間)				
		単位	現在	21年度	22年度	23年度
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を促します。	時間分	318.8	349.7	385	423.2
方策	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援の利用希望者の把握と、利用しやすいサービス提供を促進します。 ・障がいのある人の外出を支えるボランティアの育成を図ります。 					

(5) 地域活動支援センター	内容	必要量の見込み(月間)				
		単位	現在	21年度	22年度	23年度
地域活動支援センター	基礎的事業 機能強化事業 地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。	人分	53	55	57	59
		人分	18	19	20	21
方策	<ul style="list-style-type: none"> ・通うことができる障がいのある人を把握し、障がいの特性に合わせた活動を提供します。 ・近隣市町にある地域活動支援センターを活用し、障がいのある人に必要な情報提供や助言を行います。 					

(6) そのほかの事業	内容	必要量の見込み(月間)					
		単位	現在	21年度	22年度	23年度	
そのほかの事業	市町村の判断により、自立した日常生活、または社会生活を営むために必要な事業を行います。	生活サポート事業	人分	0	0	1	1
		日中短期入所	人分	11	13	15	17
		障害児タイムケア	人分	13	15	17	19
方策	<ul style="list-style-type: none"> ・介護からの一時的な解放を目的としたサービスとしての日中一時支援事業の利用を促進します。 ・自動車運転免許取得費および自動車改造費の補助の周知を図ります。 ・知的障がいのある子どもの療育体操への参加を促し活性化を図ります。 ・移動(訪問)入浴利用を促進します。 						



●皆さんのご意見をお聴かせください●

第2期三好町障がい福祉計画案に対する皆さんのご意見をお聴かせください。
 なお詳しい計画案の内容は、みよし情報プラザ(役場西館1階)、サンネット、または三好町ホームページ(<http://www.town.aichi-miyoshi.lg.jp>)でご覧になれます。

▶意見の提出方法=平成21年1月9日(金)までに住所・氏名・電話番号を明らかにして、福祉課へ次のいずれかの方法で(様式は任意)

①郵便…〒470-0295(住所記入不要) ②電子メール…✉ fukushi@town.aichi-miyoshi.lg.jp ③ファクス…FAX(34)3388 ④直接持参

▶問い合わせ=福祉課 ☎(32)8010 FAX(34)3388



「ヴォイス」 Voice

三好町では、町民の皆さまからの町政に対する意見を町長が直接お聴きする、「町長とのふれあい座談会」を開催したり、提言箱や電子メールなどを通して「皆さまの提言」をいただいたりすることによって「心の通う対話の町政」を進めていくと努めています。このコーナーでは「町長とのふれあい座談会」で寄せられた意見と町長の発言要旨や「皆さまの提言」に寄せられた意見のうち、主に生活にかかわる内容の意見と回答を紹介しています。

今回は「皆さまの提言」に寄せられた意見の要旨と、それに対する三好町としての考え方を抜粋で紹介します。

皆さまの提言

意見

(提言箱)

0歳から小学校入学前までの子どもの遊び場について

三好町には0歳から小学校入学前までの小さい子どもやその親が集まる場所がないので、ぜひこうした遊び場施設を設置してほしいと思います。子どもを持つて気付いたのですが、三好町に住んでいるが子どもを連れて親同士で集まることに、東郷町の「いこまい館」や「豊田地域文化広場」に遊びに行くことがよくあります。こういった施設が三好町であれば良いと、集まった親はみんな願って

います。東郷町の「いこまい館」には、0歳から2歳くらいまでの小さな子どもたちの遊び場や1時間200円で貸し切りができる和室もあり、小さな子ども連れには大変便利です。豊田市の「豊田地域文化広場」には、2歳から5、6歳くらいまでの子どもが楽しく遊べる子どもアスレチックがあり、雨の日でも元気に遊ぶことができます。三好町には屋内で遊ぶことができる場所がないので、屋内外で遊ぶことができる施設があるということです。そこにお昼ご飯を食べることができるといいです。授乳室やおむつ替え室なども必要です。若いママや小さな子どもが増えているので三好町にもそのような施設がぜひほしいです。

答え

(担当 子育て支援課)

児童館は就学前の親子や個人でも利用できます

三好町内には、児童館や集会所などの施設が設置されています。児童館は、児童厚生施設として児童福祉法第40条に基づいた施設です。児童(0歳から18歳未満)に健全な遊び場を与えその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設であるとともに、子育てクラブや子ども会などの地域活動の育成や助長を図り、児童の健全育成に関する総合的な機能を持っています。児童館では、小学校に通う児童の利用が一般的ですが、就



就学前の親子の利用が増えている児童館(三好上児童館)

学前の子育て中の母親が中心となった子育てサークルの利用も増えています。個人で利用することもできます。施設は、屋内施設として図書室や遊戯室、和室、屋外施設として児童遊園などが整い、就学前の幼児も遊ぶことができるスペースが整っています。また集会所では、児童に対する遊びの場の提供を行っています。そして児童館や集会所には、児童の自主性や社会性、創造性を高めるために児童厚生員を配置し、児童の育成指導や健康状態に注意が必要と認められた場合の保護者への連絡や、子ども会などの地域組織活動の育成などを行っています。

利用について、児童館は午前10時から午後5時まで、集会所は午後1時から5時まで開館しています。

意見

(電子メール)

信号機と横断歩道の設置について

三好根浦特定土地区画整理事業地内に



人づくりは教育から

先日、教育委員の皆さんと懇談しました。その際に、委員の皆さんが手分けして各学校を回り、校長先生や若い先生たちと話し合い、特に20代の先生たちから悩みや考えを聞いたことについての話を聞きました。その中で多かった意見は、先生が足りないのでは何かしてほしいということだったようです。

わが町の人口は急速に伸び、一昨年と昨年には小中学校を1校ずつ開校したほどです。これに伴い、先生の人数も年々増加の一途をたどってきました。そのため若い先生の比率がかなり高く、苦労される場面も多いように感じました。先生が足りないといっても、正規配置の先生が足りないということではありません。現状の人数で地域や保護者のニーズに合った、子どもたち一人一人に応じたきめ細やかな教育を推進しようとする、どうしても先生の負担が大きくなり、特に若い先生ほど対

処の仕方に苦労している、さらにサポートしてくれる人を配置してほしいという要望があります。

バリアフリーが時代の流れとなっている現在の社会で、発達障がいのある子どもが6%余りいるといわれます。その子どもにも、実のある授業にしようと考えたとき、誰かがそこでケアしてくれれば、先生も安心して授業を進めることができるでしょう。

「人づくりは教育から」という思いで、教育環境の整備や非常勤講師の配置など町単独での教員補助も行ってきただけ、ほかの市町と比較して劣っているとは思いません。それでも先生が足りないということであれば、教育現場の改革を国や県でもっと考えていかないと、単独の市町では負担が大きすぎるのではないかと思います。

世界的な経済不安による税収の減少の影響がポディブローのようにきているのが心配ですが、わが町の教育環境が後退することのないよう努力していきます。協働によるまちづくりの視点から学校教育の現場でも地域の皆さんの力をお借りするときなのかもしれません。

三好町長
久野 知英

12月1日(月)午前8時から、「コミュニティFM、ラジオ・ラフィート(78.6MHz)の「みよしモーニングニュース」で、久野町長がコラムの内容を話題に生出演します。



信号機の設置を要望中の東名三好インターチェンジ南側のスーパー近くの交差点

住んでいます。東名三好インターチェンジ周辺は車の交通量も多く、近くにはスーパーやホームセンターができましたが、スーパーへの入り口の交差点には信号機や横断歩道がありません。スーパーへ歩いて行くのに道路の横断は大人でも渡りづらいところで、子どもを連れての横断は非常に危険です。現場を見てぜひ信号機や横断歩道の設置をお願いします。

答へ (担当 防災安全課)

豊田警察署に信号機の設置を要望しています

スーパー近くの交差点の信号機の設置については、福谷区長より設置の要望書をいただいています。すでに豊田警察署には設置の要望をしています。この要望に基づき、豊田警察署からも愛知県公安委員会に信号機設置の申請がされていると聞いています。今後も引き続き、早期に設置されるようお願いしていきます。

皆さまからの提言をお待ちしています

三好町では、心の通う対話の町政を進めていこうと、町政に対する皆さまからの提言をいただくため「皆さまの提言箱」を設けています。

▶設置場所＝役場、サンネット、サンアート、町民病院、総合体育館、中央図書館

※提言は「皆さまの提言箱」のほか、下記のいずれかの方法でも受け付けています。

- ①電子メール…✉ teigen@town.aichi-miyoshi.lg.jp
- ②ファクス…FAX(34) 6008
- ③郵便…〒 470-0295 三好町役場秘書広報課あて(住所不要)



携帯電話からメールで提言できます

秘書広報課 ☎(32)8357

